
デジタル庁における入札制限等の在り方における検討会 第二回

デジタル庁における入札制限や柔軟な調達、 多様なシステム開発・調達・契約について

2021年7月30日

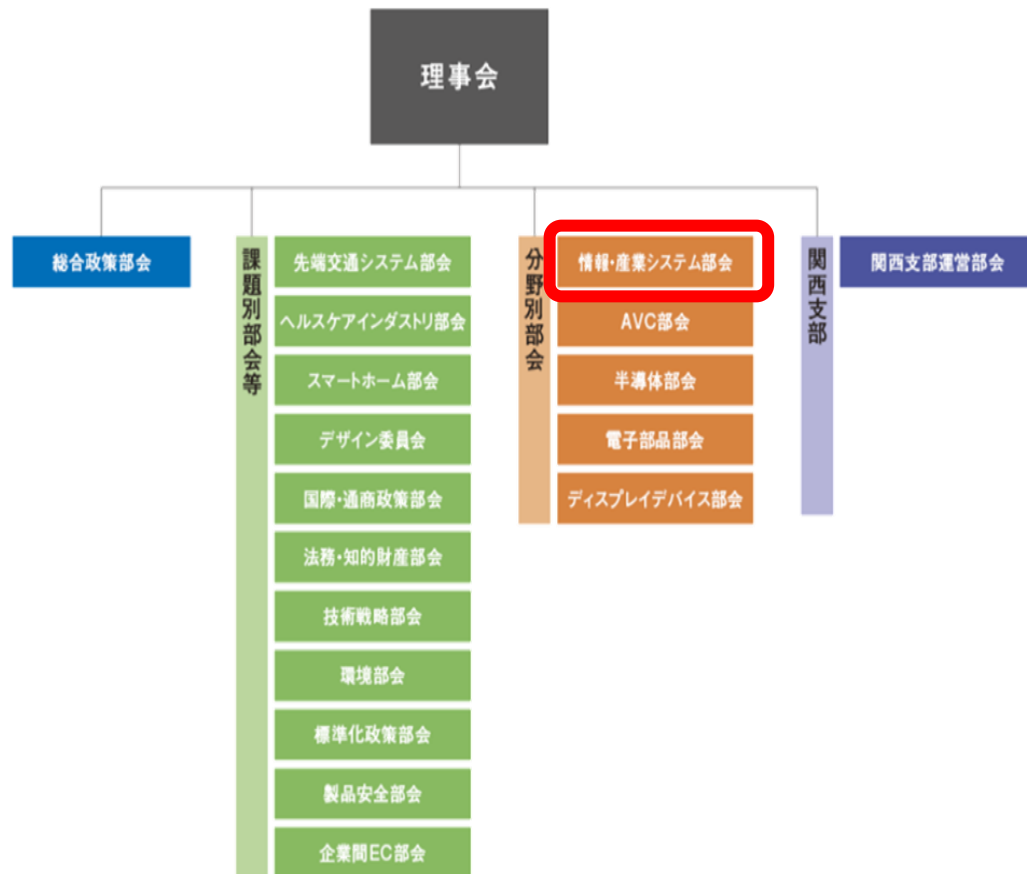
(一社) 電子情報技術産業協会 (JEITA)
ITサービス調達政策専門委員会
委員長 伊藤 晋

1. JEITAのご紹介
2. デジタル庁における入札制限や柔軟な調達について
 - ・ 提示いただいた論点に対する所感等
 - ・ その他課題と所感等
3. 民間人材活用に関する論点 (入札制限の課題)
4. 多様なシステム開発・調達・契約のポイント

1. JEITAのご紹介

一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)とは

(一社)電子情報技術産業協会
ソリューションサービス事業委員会
ITサービス調達政策専門委員会



➤ Society 5.0に向けた社会課題を解決、IT産業およびエレクトロニクス産業の振興と技術開発促進などを目的とし、IT・エレクトロニクス産業を中核に多様なステークホルダーを結節する業界団体。会員数386社(2021年7月)

➤ 分野別部会の「**情報・産業システム部会**」は、JEITAにおける情報・産業システム分野に関する最上位の意思決定機関として、当該分野の事業・組織を統括するとともに、重要課題への対処、及び政策立案・実施等の活動を推進する。また、関係する機関・団体等との連携に努めるとともに、必要な対応を図る。

会長
綱川 智 (株式会社東芝 取締役会長 代表執行役社長 CEO)
筆頭副会長
時田 隆仁 (富士通株式会社 代表取締役社長)
専務理事
長尾 尚人 (一般社団法人電子情報技術産業協会)

理事会

情報・産業システム部会

ソリューションサービス事業委員会

【参加会社】 計8社

沖電気工業株式会社、株式会社JECC、
東芝デジタルソリューションズ株式会社、日本電気株式会社、
日本マイクロソフト株式会社、株式会社日立製作所、
富士通株式会社、
三菱電機株式会社/三菱電機インフォメーションネットワーク
株式会社

ITサービスビジネス環境整備専門委員会

ITサービス調達政策専門委員会

ソリューションサービス人材開発専門委員会

働き方改革専門委員会

【参加会社】 計6社

株式会社JECC、
東芝デジタルソリューションズ株式会社
日本電気株式会社、日本マイクロソフト株式会社
株式会社日立製作所、富士通株式会社
(オブザーバとして株式会社インテック)

2. デジタル庁における入札制限や柔軟な調達について

- ・ 提示いただいた論点に対する所感等
- ・ その他課題と所感等

制限対象行為の明確化(論点1)

3章にて
後述

- ・ 入札制限の対象となる行為の明確化及び兼業元・関係事業者への特例措置による入札機会の確保は、公正な入札と事業者の事業機会確保のため、推進すべき
- ・ ルール策定にあたり、出向者等への確認も行うと、より有効に
- ・ また、仕様案作成後に、一社ではなく複数社に対して仕様を事前開示し、見積の取得や仕様内容に対する意見を取集するルールも検討することが有効

制限対象企業の明確化(論点2)

3章にて
後述

- ・ 制限対象企業の明確化は、事業者及びその兼業者の意思決定に際し有効と考えられ、実施すべき
- ・ 親会社・子会社は比較的情報連携が容易であり、制限が必要と考えられる一方で、兄弟会社同士や再委託先は、経営判断上のかかわりが薄い場合が多く、また兼業者情報の把握も困難なため、制限の対象外とすべき
- ・ 職員の保有する企業の株式は、その企業の意思によらず保有されている場合が多いと推察され、明らかに経営に影響を及ぼせる場合を除き、株式保有の事実をもって制限の対象にすることは避けるべき

制限対象となる職員と企業との関係の明確化(論点3)

3章にて
後述

- ・ 民間出身職員の現在勤務している企業、過去勤務していた企業、今後勤務予定の企業などとの結びつきの強さを、一律ではなく個別に判断したうえで、入札制限の対象とすべき判断基準を作成し、具体例の記載等を通して明確化すべき
- ・ 判断基準の明確化とともに、なぜその判断に至ったかの証跡を残すことが不正防止とトレーサビリティの観点から有効ではないか

ガイドラインや募集要領等への入札制限ルール・運用の明記(論点4)

3章にて
後述

- ・ 入札制限ルールや運用方針について、ガイドラインや募集要領等の形で、可能な限り明記すべき

調達する際のプロセスと体制・契約形態等に関する課題

アジャイル型開発を含む調達・契約方式のあり方

4章にて
後述

- ・ 開発手法の目的に合致した契約種類を選定、採用できるように基準を整理することが重要
- ・ また、検収方法、履行中止の判断基準整理も重要な取り組み。履行中止の判断は、基準の明確化とともに、なぜその判断をしたかの証跡を残すこと、中止を判断する部門の権限と責任者の明確化、審査結果の開示が重要

発注方法の工夫

4章にて
一部後述

- ・ 画一的な設計と製造の部分の分離調達ではなく、効率性や有効性、入札制限の扱いについて評価した上で発注方法を判断することは、重要な取り組み
- ・ 技術的対話方式は、入札参画意思のある事業者の意見を広く使用に取り込むことが可能であり、推進すべき
- ・ 再委託比率の高さそのものは問題ではないと考える。一律禁止や、一定の比率以上の禁止を行うのではなく、再委託申請時のチェックの徹底で認める運用とすべきではないか

調達する際のプロセスと体制・契約形態等に関する課題

発注方法の工夫 (続き)

4章にて
一部後述

- ・ コンソーシアム形式の場合、構成員の解散や破産の際の事業継続が連帯責任制のため、事業者の参画ハードルが高いことに注意が必要 (特に小規模事業者はリスクを負いきれない場合あり)。
また、調達元とコンソーシアム参加事業者それぞれとの契約締結の推進等の必要がある

予算・調達制度の柔軟化

4章にて
後述

- ・ 仕様の変更等による費用の増大に対し、適時適切に予算措置を行うことは、適正な契約の観点からも、新たな開発形態への対応からも推進すべき
- ・ 適切な事業者の選定や調達迅速化の観点からも、随意契約が活用できるケースの類型化と明示のような取り組みが重要

調達する際のプロセスと体制・契約形態等に関する課題

緊急時を含む調達迅速化のためのルール整備

- ・ 緊急時の調達における調達期間の制約の見直しは、事業者の納期遵守の観点からも重要な取り組みで、推進すべき

発注者の評価能力強化

- ・ 政府IT調達担当者の調達力強化は、有効な調達を行う上で非常に重要な取り組み。このため、研修や調達に関するサポート体制の強化の取り組みを推進すべき
- ・ 業務習熟のため、比較的短期間での異動を見直すことも検討すべきではないか

調達する際のプロセスと体制・契約形態等に関する課題

政府内でのベンダー情報共有

- 各府省庁がベンダー情報を共有できるデータベースの整備等は、より効率的な調達推進の観点から有効と考えられる一方、受注業者のパフォーマンスを客観的に示すことは困難であり、受注業者側の観点と発注元の観点が異なることも考えられるため、慎重に行うべき

(調達観点で共有すべき情報例：意見招請 (RFI)、RFI意見、調達仕様書 (RFP)、提案書、見積、スケジュール、業者審査結果
プロジェクト管理の視点から共有すべき情報例：課題管理表、脅威分析結果報告書、各種設計書、運用マニュアル、テスト結果報告書)

システム開発の内製化

- 特に短期間での比較的シンプルなシステムの構築や、ユーザー体験のデザインにあたっては、システム開発の内製化は有効と考えられるため、外注活用 (随意契約) と両輪で検討を進めるべき
- システム内製化に当たっては、内部人材の確保、育成及び運用体制の整備が必要
- 外部人材の活用の観点では、デジタル庁・各府省の人材育成・採用のロードマップを広く示すことが、採用希望者や兼業事業者がより募集に応じやすくする点で有効

多種多様なベンダーの参加、適切なベンダー選定に係る課題

ベンチャー等の参入機会の拡大・選定プロセス効率化

- ・スタートアップ企業参入のための入札参加資格の見直しや入札参加事務手続き簡略化を推進すべきである一方、入札参加資格は施工責任・施工能力を考慮して設定されていると理解。プロジェクトの規模や特性を十分考慮した上での見直しが必要

ベンダーロックインの排除

4章にて
後述

- ・クラウド環境かオンプレミス環境かに関わらず、提示された論点については重要な取り組み（クラウドサービスの利用の際のデータ移行の難しさによる事実上のロックインにも注意すべき）
- ・一方で、一社入札の背景にはこのほかにも「調達期間の問題」（実現困難な短納期の設定）、「コスト問題」（新規参入企業は、仮に初期構築企業と開発コストを同等にまで引き下げられたとしても、予測できない事項への対応が多いためコスト高になる例や、見積もりを行うこと自体へのコストが大きすぎて入札を断念する場合が存在）が存在

プロセスの明確化・透明性向上に係る課題

調達の透明性強化

- ・透明性強化は、デジタル化を進めるにあたっての国民の納得を得る観点から非常に重要な取り組み
- ・一方で、提案内容は各社のノウハウが記載されており、だれでも閲覧可能にすることでノウハウの流出等懸念されること、開発に従事するベンダーの人件費単価等の公開にあたっては、技術的・開発期間的に困難なプロジェクトとそうではないプロジェクトが単純比較なされないための配慮が必要であり、以上から、情報共有は政府内にとどめ、かつ利用目的を明確化すべき

3. 民間人材活用に関する論点（入札制限の課題）

民間人材（兼業者）活用に伴う入札制限の論点

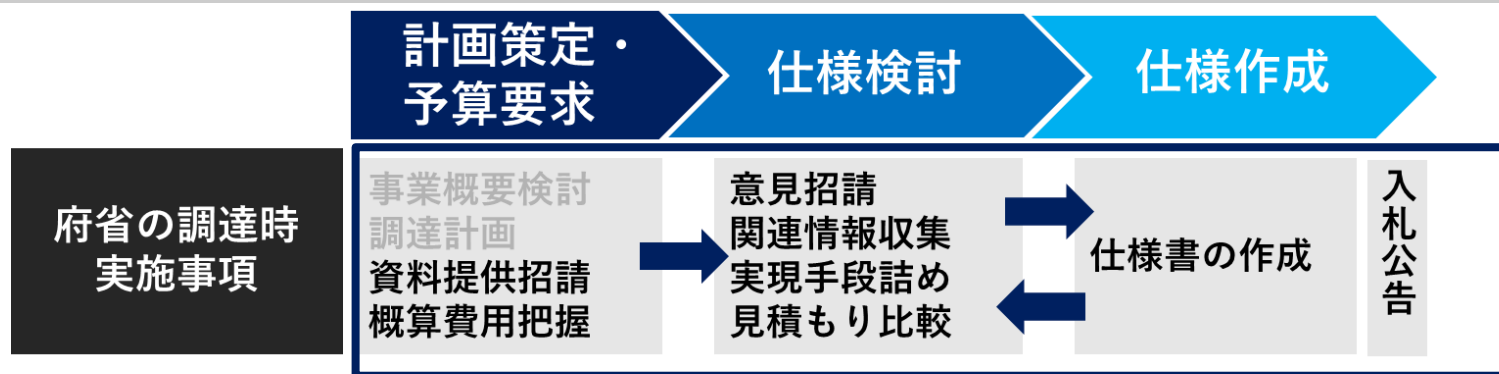
仕様策定の透明性や事業者間の公平性を担保するルールが明確化されることにより、効果的かつ妥当な費用のITサービス調達の実現と、兼業者を派遣している民間事業者の事業参入機会増が期待できる

ポイント	概要	発生しうる問題
①制限対象の範囲 論点 1	入札プロセスのどこまで関わった事業者を制限対象とするか	仕様策定のごく初期の段階で部分的にかかわった兼業者の所属する事業者が、判断を安全に倒し入札を断念
②制限対象となる事業者 論点 2、3	制限対象となる事業者とどこまでのかかわりを持つ事業者を同様に制限対象とするか	親会社、子会社、兄弟会社や、主要な取引先（再委託先を含む）の社員が兼業で仕様を作成した場合に、その事実を把握できず、事実判明後入札を辞退
③間接契約・間接販売事業者の扱い	間接契約・間接販売事業者の入札制限について	間接販売を行う事業者からの兼業者が自社製品による仕様作成を行った場合でも、入札制限による影響を受けない

現在は、兼業者が調達に少しでもかかわりがあることが判明した場合、客観的に問題がないことを示すことの難しさにより、問題がないと考えられた場合でも入札参加を見送るケースが存在

ポイント①制限対象の範囲

仕様書の作成は、計画策定といった初期段階からの一連のプロセスであるため、どこから関与した担当者の兼業元事業者を制限対象とするかの明確な基準が存在しない



いずれも仕様書作成のための行為と解釈しうるプロセスのため事業者だけで制限対象か否かの判断が付けられない

入札制限対象となるプロセスの明確化のほか、上記に関わった兼務者の所属事業者側から見た課題としては、以下も考えられる

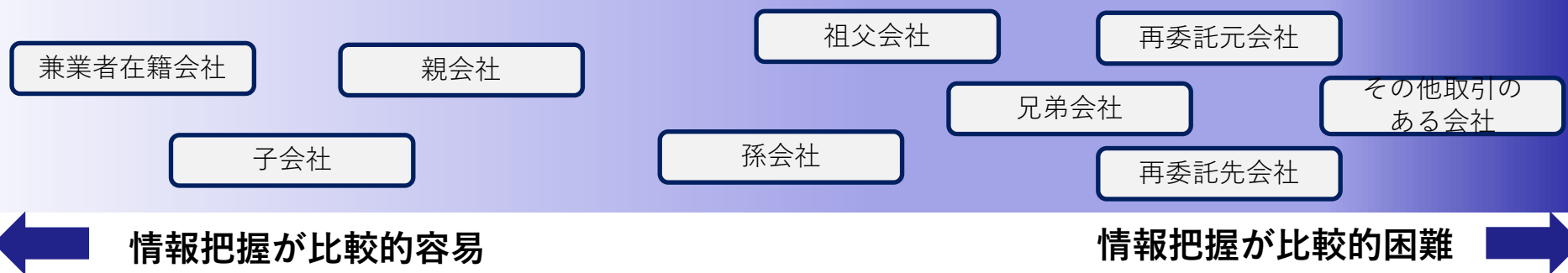
- ・ 上記への兼務者の関与が所属事業者や関係事業者で把握できない場合あり
- ・ 兼務者のみでは、兼務者の所属事業者の当該調達への参画意思の確認が困難、かつ、その対応を所属会社に諮ること自体が機密保持に反する可能性があるため、兼務者が「担当から外れる」意思決定が困難

ポイント②制限対象となる事業者

他社の兼業者が「在籍すること」と「特定の調達に関わっていること」を事業者側が把握することは困難な場合や、確認行為そのものが守秘義務に抵触する場合も考える

→ 資本関係の有無のみや取引関係のみでの判断を行った場合、入札参加が可能な企業が必要以上に制限される可能性

関係性による兼業者の把握のしやすさ（企業規模等により必ずしも以下のとおりではない場合有）



ポイント①と同様、以下の問題が発生しうる

- ・ 上記への兼務者の関与が所属事業者や関係事業者で把握できない場合あり
- ・ 兼務者のみでは、兼務者の所属事業者の当該調達への参画意思の確認が困難、かつ、その対応を所属会社に諮ること自体が機密保持に反する可能性があるため、兼務者が「担当から外れる」意思決定が困難

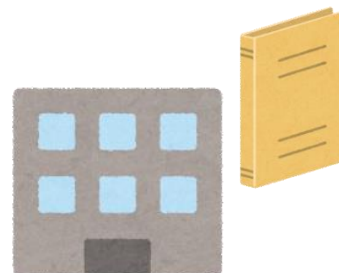
ポイント③ 間接契約・間接販売事業者の扱い

サービスや製品を間接販売・間接契約により提供している事業者からの兼務者が仕様の策定に関与した場合、直接販売・直接契約の事業者からの兼務者が仕様の策定に関与した際と同等の公平性への疑念が抱かれ得る

府省とA社を兼務する
従業員が仕様作成に関与

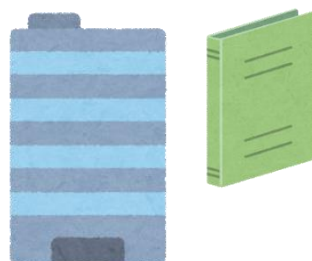


その仕様で、A社製品・
サービスを扱うB社が応札



いずれの場合でも
公平性に疑念が
抱かれ得る

府省とC社を兼務する
従業員が仕様作成に関与



その仕様で
C社が応札



間接契約・
間接販売の場合

直接契約・
直接販売の場合

課題解決の視点としては、「兼業者がかかわる際のルールの明確化により、調達の公平性を担保するとともに、事業者が兼業者を通してより効果的な調達に安心して貢献できる環境を整える」ことが考えうる

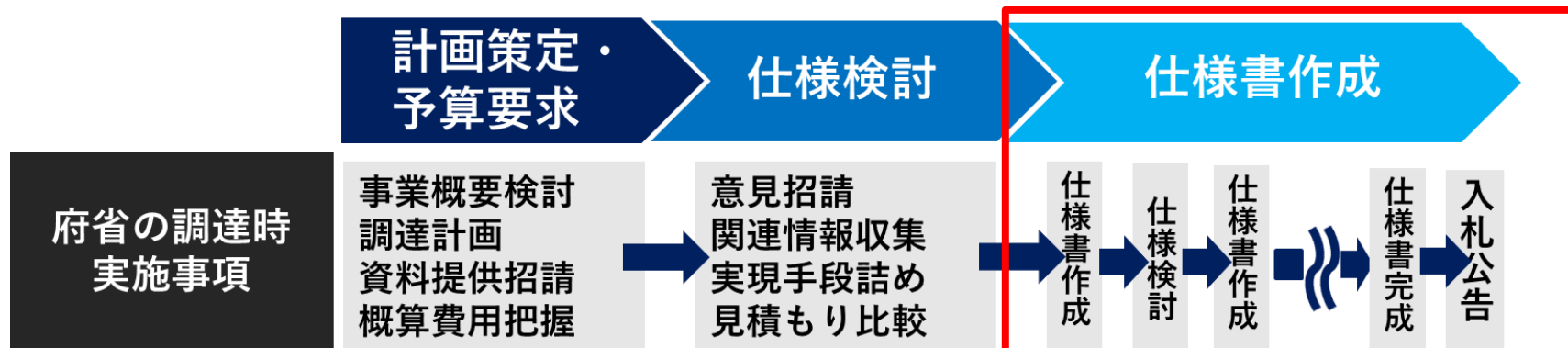
ポイント①に対する実効的なルール例

考え方

仕様書作成段階から関与した者を対象とすべきではないか

→ 仕様書作成は、執筆と検討の作業が入り混じるため、「仕様書の作成」をトリガーにして制限。この際、意見招請において使用の大枠が決まるため、意見招請後のプロセスが全て開示されている前提

計画策定や仕様検討時に仕様の詳細検討に踏み込む場合や、多数の担当者が部分的に携わる場合等、個別判断すべき場合もあり



ポイント①、②に対する実効的なルール例

以下は、入札仕様策定に関係した事業者が特例的に入札可能になった場合を前提とする

調達案件担当者の登録

初期計画策定段階で担当者を登録し記録。ドキュメントへのアクセスを担当者以外に制限

兼務元事業者が調達への参加可能性が予見される場合は、その兼務者は担当としない等の運用面での配慮含む。

兼業者関係企業の情報交換禁止

情報収集の際の開示情報の共有

公平性を担保するため、兼業者は調達案件担当者として登録された調達に関する情報交換を原則禁止し、兼業元関係会社※が不正に有利になることを防止する。

※資本関係で入札制限を行う場合、資本比率等の客観的に判断可能な指標を定める

ただし、必要な場合においては、共有情報に関するルールを定め、接触記録をとったうえで情報共有を実施。

(例) 開示する情報はあらかじめ定めた範囲内で行い、開示予定情報は記録を残す等検証可能な証跡を残す、調達元からは必ず複数人が同席・同報者として対応等

ポイント②に対する実効的なルール例

兼業元企業との 関係による 入札制限範囲

- ・親会社・子会社は比較的情報連携が容易であり、制限が必要と考えられる一方、兄弟会社同士では、経営判断上の関りが薄く、また兼業者情報の把握も困難なため、制限の対象外とすべき
- ・兼業者の現在の勤務先は、制限対象にする必要があると考えられる。一方、過去の勤務先は、国家公務員法の秘密保持義務等での制限が現実的と考えられる

ポイント③に対する実効的なルール例

兼業元企業の 業種・業態によら ないルール適用

民間事業者との兼業者が調達に関わる場合は、兼業元企業の業種や業態によらずに同じルールを適用

その他

応募書類、Webサイト等による統一ルールの告知や違反時の罰則の明示、ルール準拠のための具体的な作業項目や事例を記載した手引きの作成と兼業元会社への提示等

前頁までは、ルールを策定・明確化し、調達組織と事業者の双方がそれを守ることで公平性を担保するアプローチ

→ 別のアプローチとして、「調達に関する情報の公開の徹底（NDAを結んだ企業を対象に、明らかに情報収集目的の事業者以外に）」により、透明性を増すことで事業者間の公平性を担保するあり方も考える
(技術的対話、資料提供招請、PMO支援事業者の活用等)

例：技術的対話等による調達方法

情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子

令和元年5月29日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

1. 背景・目的

政府における情報システム等の調達においては、予算要求の段階から仕様を詳細に確定させることが困難な場合もあるため、行政と事業者が一丸となって価値を生み出すためには、発注者たる行政と受注者たる事業者が政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で契約することが重要であるが、調達仕様書等のドキュメント以外の意思疎通手段は乏しい状況にある。したがって、従来の調達の仕組みに加え、情報システム等に特化した新たな調達・契約方法の導入が必要との考えから、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下部組織の実務担当者ワーキンググループ等において、機動的かつ効率的、効果的な調達・契約方法に関して検討してきたところである。

本骨子は、令和2年度(2020年度)の試行運用を実施するために必要な措置を講じることを目的として定めるものである。

※情報システム等の調達には、仕様書作成支援や工程管理などの情報システムに関連した役務調達も含む。

2. 対象となる情報システム等の調達



提案事業者と対話を行いつつ実質的に仕様を作成（対話を行う事業者での情報の公平性も担保）

そのほか、調達予定のタイムリーな情報提供や、検討中のプロジェクトの概要、具体的な検討仕様等、調達者側の負荷を考慮しつつ可能な範囲で公表する等

※予算枠確保時点での情報公開は困難と考えられるため、予算の柔軟性と組み合わせることでより有効性が増す可能性

4. 多様なシステム開発・調達・契約の課題

多様なシステム開発・調達・契約の課題

課題	概要	発生しうる問題・想定しうる状況
①アジャイル型開発	後述	後述
②契約書	契約書は事実上変更余地がない一方で、本来であれば調達の内容に応じて変更することが相応しい場合が存在する	<p>(再委託の例) 事業者の参入断念は、例えば以下のような場合が想定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模で幅広い業務に対する調達（再委託比率に制限をかけた場合） ・事業者が組織を機能分化させている場合 <p>(損害賠償額の例) 損害賠償金額上限が明記されないことで、大規模事業者以外の参入機会減</p>
③競争の起こりにくい製品や技術の調達	スタートアップ企業等の、競争の起こりにくい技術や製品が採用されにくい	最も先進的で効果的なあるサービスもしくは製品で政策を実現したい場合でも、競争環境を作るために仕様をダウングレードし、結果として想定したサービスや製品が採用できない
④一社入札	初期に情報システムを構築した事業者以外の事業者が入札しない	後述
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行の柔軟性 ・クラウド契約時のメンテナンス情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約分割等で仕様が大きく変わった際に必要な予算を移し替え運用等できる必要 ・府省がクラウド事業者と直接契約する場合、アプリケーション構築事業者にもクラウドメンテナンス情報が共有される仕組みが必要

① アジャイル型開発に関する課題 (1/3)

アジャイル型開発を選択するか、ウォーターフォール型開発を選択するか、複合型（例えばアジャイル型開発で仕様を固め、調達仕様が確定した後、ウォーターフォール型で開発する）を選択するかの適切な判断が必要

種別	課題の概要
アジャイル型開発採用の判断	ウォーターフォール型が相応しい場合（業務内容が明らかであったり、大規模で複雑なシステム、障害が許されないシステム）でもアジャイル開発を適用させるケース

解決の方向性（案）アジャイル型が相応しいか判断するガイドの設置

- ・ 調達元機関等への有識者の配置
- ・ ガイドラインの充実（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室にて、アジャイル開発実践ガイドブックを公開）
- ・ プロトタイプ開発との組み合わせ等により、実現性等を検討して実用開発を行うことも有効

アジャイル開発は、コンポーネント化された機能の組み合わせで構築するシステム（比較的シンプル）で、予め詳細仕様が決めづらいシステムの構築で力を発揮

アジャイル型開発に適した契約形態を選択する必要

種別	課題の概要
契約形態	<p>請負契約を適用（仕様等の変更が前提になるアジャイル型開発では期限までに業務の完成を求める請負契約はそぐわない）。</p> <p>また、請負の場合、発注元要求によっては作業工数が青天井になる可能性</p> <p>また、アジャイル開発に適した性質のシステム開発の場合、受注後の開発プロセスの透明性確保が有益だが、請負の場合は、仕様の変更が前提であるにもかかわらず、納品物の存在により開発が縛られ、透明性確保が困難</p>

解決の方向性：準委任契約の適用、調達者側の体制整備

- ・ 開発プロセスの中で変化する要求に対し、最短で対応が可能
- ・ 成果報酬型準委任契約により成果物を求めることも可能。
（実現したい機能の充足度や開発期間、成果レベル・イメージの入札段階での明確化が必要）
- ・ 調達側の体制や主導が大事。準委任契約にあたっては、継続性や担当者変更による開発大幅見直しのリスクの観点から、担当者の継続性も考慮すべき

IPA「アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」」も準委任契約を前提とする

① アジャイル型開発に関する課題 (3/3)

種別	概要
発注者の関与	発注者（プロダクトオーナー）がウォーターフォール型と同様の関与を想定し、関係者への確認や調整、事業者との検討や議論を十分な頻度で行わない、発注者と事業者のみならず、システム部門と業務部門の対等なコミュニケーションが前提とされず、業務部門の要望が後出しとなる。

解決の方向性：発注者への負荷の認識と体制整備・教育の充実

- ・ 負荷を前提とした体制構築、アジャイル型開発人材の育成、経験者の関与、PGMO活用
- ・ アドバイザとしての業務部門の参加、もしくはエンドユーザのスプリントレビュー参画
- ・ 職員のアジャイル型開発ノウハウ習得のモチベーション向上

アジャイル開発実践ガイドブック

2021年（令和3年）3月30日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

【標準ガイドライン群 I D】

1022

【キーワード】

アジャイル開発の意義、アジャイル開発の向き・不向き、スクラム、利用者目線のシステム開発、協働、対話コミュニケーション、フィードバック、適応、MVP、VADN、XP (eXtreme Programming)、単体開発

【概要】

政府情報システムの利用は行政職員だけでなく、自由体及び国民までその範囲とするため、昨今の社会環境の実態や多様化に基づき、様々なニーズに対応していく必要性が高まっています。この観点から、政府情報システム開発においても、従来の開発スタイルとは別にアジャイル開発という選択肢を設ける必要があります。

本ガイドブックでは、アジャイル開発を理解するためにまず必要とされる基本的な知識を提供します。

2) 発注者の姿勢

…発注者（プロダクトオーナー）は、仕様を決定するためにアドバイザーやエンドユーザーを含む関係者に日々確認や調整を行ったり、事業者と検討や議論を行うための日次ないし週数回以上の打ち合わせの時間を確保したりする必要があります。…

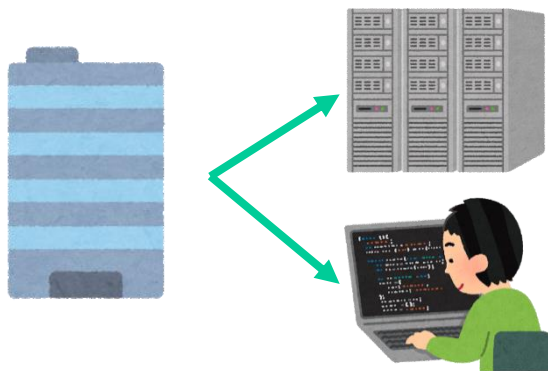
3) 開発範囲に MVP（Minimum Viable Product）の範囲を用意する

MVP とは、実用的で最小限の範囲で動くプロダクトを意味します…「その時点で必須もしくは解決すべき優先度の高い開発範囲（MVP）」と「開発対象としたいが実現範囲と内容は調整可能」という少なくとも2つの領域を設けて、調達仕様書に示しましょう。

② 契約書に関する課題（再委託）

再委託は現在の府省調達では原則禁止。一方で、調達形態や調達内容、事業者の業態等によっては避けることが困難な場合もあり、コストの観点からも再委託申請時のチェックの徹底で認める運用とすべきではないか

例：機器のリースによる調達



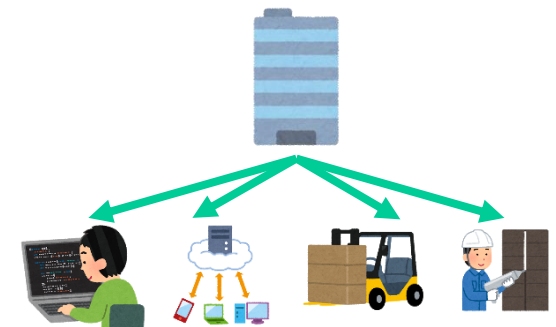
機器設置に伴う設定作業等はリース会社からの再委託の場合あり

例：機器の保守を含む調達



特定機種種の保守や保守拠点配置の関係で、直接契約を行わない保守企業活用の必要がある場合あり

例：多種多様なサービスを含む調達



複数のシステムや業務、工事等が含まれる調達では、直接応札企業からの再委託比率が高い場合あり

役割に特化した企業の活用（再委託）によりコストを下げている場合も多く、再委託の必要性（直接応札する企業の再委託先との役割分担）や委託先管理を十分審査することで運用可能

② 契約書に関する課題（その他：1/2）

再委託以外でも、府省の調達に使用される契約書の諸条件は、本来であれば調達の内容に応じて変更することが相応しい場合が存在

条件例・概要	発生しうる問題・ 想定しうる状況（例）	変更の方向性（案）
<p>• <u>知的財産権（特に著作権）の帰属</u></p> <p>発注者単独に帰する場合が多い</p>	<ul style="list-style-type: none">• 同種のプログラムに共通に利用することが可能なプログラムが再利用できないことで、事業者の全体としての活動効率が損なわれる• 既存の知的財産権なのか、新たに発生した知的財産権なのかの切り分けは、実際上容易でない。例えば、クラウド等のベースとなるソリューションを活用した開発等においては、ベースとなるインフラに関する知的財産権の提供は困難。• アジャイル開発については、開発手法や最終成果物を契約時に固定することが困難であり、知財譲渡条項の負担が大きい。	<p>個別の交渉により、事業者への帰属や共有を認める旨の明示（発注者が開発物を利用することが妨げられない前提）</p>

（参考）デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの知的財産権の帰属についての記載（P62、63）

…知的財産権の帰属については、一般に、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき、技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効率的な成果物の活用の促進に資するため、**受注者側に知的財産権が帰属する**ものであることに留意するものとする。

なお、設計・開発により構築したアプリケーションプログラム等の成果物のうち、**国の業務に特化した汎用性のないもの及び継続的な機能改修が見込まれるものについては**、原則として次のとおりとする。

[1] **発注者側に知的財産権が帰属する旨を例外的に記載**すること。ただし、当該知的財産権について、産業技術力強化法等の趣旨に鑑み、**発注者側が不利にならないことを条件として、受注者側に対し、その利活用を認める旨を記載**すること。…

② 契約書に関する課題（その他：2/2）

再委託以外でも、府省の調達に使用される契約書の諸条件は、本来であれば調達の内容に応じて変更することが相応しい場合が存在

条件例・概要	発生しうる問題・想定しうる状況（例）	変更の方向性（案）
<p>契約不適合責任 期間は、発注者が契約不適合を知った時から1年以内とする場合が多いが、納入時からの年限に対する記載はない場合が多い（「最長10年」と解釈しうる）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 10年分の対応コストの事業者による上乗せ・ 納品物の使用期間は10年以下にも関わらず、10年分の対応費用が計上される・ 事業者側で対応可能な要員の確保が不可能・ 特にアジャイル開発において（契約不適合責任が適用されると）明確な成果物の提供を前提とするものではないため、契約不適合責任の履行が困難	<p>契約不適合責任の期間の明示</p>
<p>損害賠償金 損害賠償金額の上限が明示されない場合が多い</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者側のリスク費用上乗せ・ 損害賠償リスクによる入札断念・ 賠償金を現実的に支払いきれない（規定が無意味に）	<p>損害賠償金額の上限額の明示</p>
<p>発注者要求による仕様の変更 発注者の要求による仕様変更の契約上の扱いについて、明確な記載がない場合が多い（請負契約）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 仕様変更とそれに伴う契約変更の発生する（許容される）条件が不明で、契約変更を伴わない仕様の変更が行われる（納品物等の不備につながる）	<p>仕様変更・契約変更実施の許容条件の明示</p>

③ 競争の起こりにくい製品や技術の調達に関する課題

先進的な製品やサービスの活用を前提として調達を実施する場合でも、一般競争入札の実施が大前提である場合が多く、競争環境確保のために仕様変更される場合がある（随意契約へのハードルが高い）

→ 調達形態等の妥当性を誰が判断したかの明確化とセットで、随意契約を採用する判断を行いやすくするべきではないか



選択肢

仕様の変更

(一般競争入札を前提)

複数社の競争環境を作るため仕様要件で比較的劣位の仕様を許容する

調達再検討

(一般競争入札を前提)

そもそもこうした製品や技術の採用を断念する

随意契約検討

「契約形態の妥当性」、
「積算妥当性」の判断者を
明確化して、随意契約への
ハードルを下げる

(随契審査会等の内部統制との連携)

コモディティではなく
最新技術等をつかった

クラウドソリューションを保持
(1社のみ実現可能)

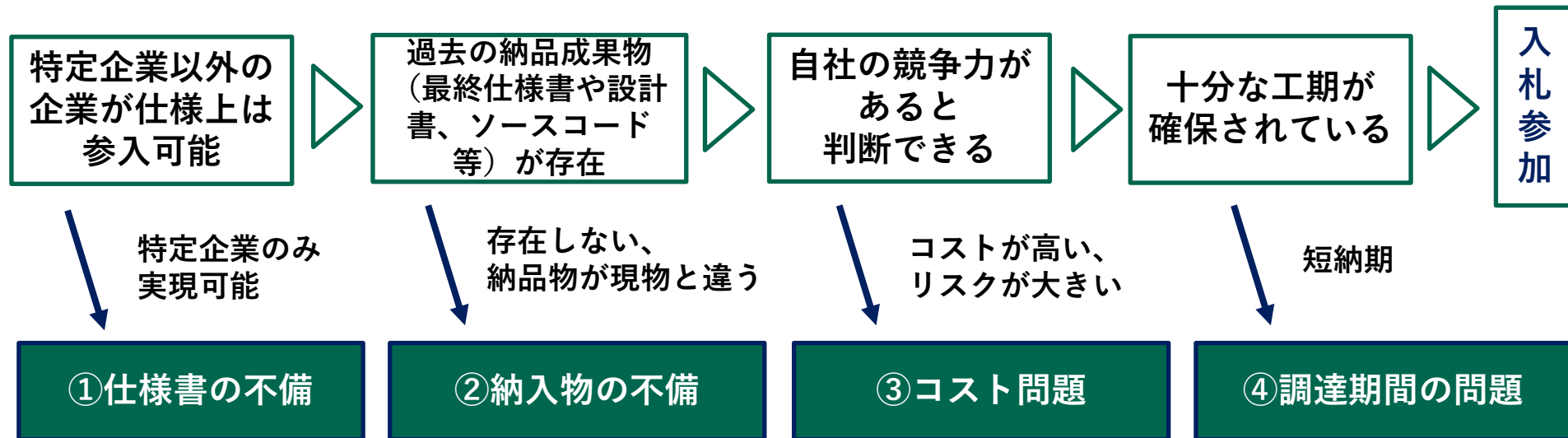
不正防止のため、「契約形態の妥当性」「積算妥当性」の判断者を明確にし、事後検証可能な環境を整備した上で随意契約へのハードルを下げるべきではないか

④ 一社入札に関する課題 (1/2)

一社入札は、いわゆる「ベンダロックイン」により発生する場合があるが、ベンダロックインの発生には様々な背景が存在。
個々の原因を捉え、それぞれに適切な対策をとっていく必要

考え方

ITベンダーが他社が構築しているシステムに対して入札参加を検討する際には、おおよそ以下の観点から判断
→ ①～④によりベンダは応札断念（ベンダーロックインにつながる）



④ 一社入札に関する課題 (2/2)

赤文字は、考えうる対応方向性

① 仕様書の不備

仕様書に、特定企業のみ実現可能な記載がなされる場合

→ 「**絞りすぎない**」仕様書記載、**第三者による仕様書確認**

② 納入物の不備

納入成果物の種類が十分でない、実際に納品された情報システムと納品ドキュメントの間に違いがある等により、新規参入企業が応札の判断ができない

→ **納品ドキュメント等チェックの徹底と企業側への意識浸透**
(仕様書要件記載による正確性の担保の強調等)

③ コスト問題

仮に構築企業と新規参入を目指す企業の作業見積もり自体が同額であっても、新規参入企業は構築企業より予測できない事項が多いため、コスト高になる

(このため、そもそも新規参入の検討すら行われなことも多い)

→ **解決が困難な構造上の問題**

④ 調達期間の問題

新規参入企業には実現困難な短納期の設定

→ **余裕のある納期設定**

⑤ その他の課題

⑤ その他の論点・ 予算執行の柔軟性

仕様の変更により、仮に要件が大きくなり膨らんだ場合においても、それ以前の要件で確保した予算がプロジェクトの上限金額になる。また、調達元が予算を余らせることをネガティブに捉える場合もあり

→ 予算確保・執行の柔軟性が重要

⑤ その他の論点・ クラウド契約時の運用の課題

府省が直接クラウド事業者と契約を行う場合、円滑な運用を行うためにはアプリケーション事業者と運用の契約を行う必要がある

(運用例：渉外の一次切り分け、バージョンアップやパッチ適用、定期メンテナンスのアプリケーション事業者への通知等)

JEITA